

基本理念

児童生徒一人一人の教育的ニーズを尊重した教育活動を行うことで、仲間と共同しながら、生き生きと活動し、将来は社会の一員として働くことができる子の育成を目指す。

基本計画

- I いじめが起きない環境作り、人作り、関係作り
- ① 体験的活動の充実によるキャリア教育の充実
 - ② 人権教育、道徳教育、特別活動の充実

具体的な取り組み

- ① 体験的活動の充実によるキャリア教育の充実
 - ・児童生徒が障害についての理解や知識を深め、社会の中で自分らしく生きていくための手だてを習得させる。
 - ・体験的活動のやりとりの中で自分の気持ちや考えが人に伝わる喜びを味わわせる。
 - キャリア教育の視点を踏まえた授業実践
- ② 人権教育、道徳教育、特別活動の充実
 - ・共同学習や協働学習を通して、友達の良さに気づかせる。
 - ・係活動や委員会活動を通して、人のため衣にある活動の大切さや決まり・規則を守る行動の大切さを体得する。
 - 人権教育全体計画、道徳教育全体計画、生徒指導年間指導計画

- II 早期発見、早期対応
- ① 児童生徒一人一人の障害の特性や特徴、正確の把握
 - ② 日々の観察
 - ③ 教員同士の情報交換
 - ④ 連絡帳、面談等の活用
 - ⑤ アンケート、教育相談の実施

- ① 児童生徒一人一人の障害の特性や特徴、正確の把握
 - ・児童生徒一人一人の障害の特性や特徴を把握、理解し、個に応じた教育目標、ねらいに即した関わりや授業実践の実施
 - 個別の指導計画、移行支援計画の立案
- ② 日々の観察
 - ・担任を中心に、児童生徒の体調や状態をチェックし、その変容にいち早く気づけるようにする。
- ③ 教員同士の情報交換
 - ・学年会や打ち合わせ等で、児童生徒についての情報を共有し、必要な環境の整備や配慮を行うようにする。
 - 学年会、ケース会
- ④ 連絡帳、面談等の活用
 - ・家庭での様子や学校での出来事等について、連絡帳や電話等で日々確認、連絡し合い、共通理解が必要な事項の確認、実施を行う。
 - 連絡帳、個別面談
- ⑤ アンケート、教育相談の実施
 - ・必要な児童生徒には、教員との面談や教育相談、養護教諭と連携してのカウンセリング等を行っていく。
 - 生徒面談、カウンセリング

- III ネット上のいじめへの対応
- ① 児童生徒や保護者への理解啓発
 - ② 教員の研修

- ① 児童生徒や保護者への理解啓発
 - ・必要な児童生徒へのネット使用のルール等の授業実践や外部専門家を招いての研修会を実施する。
 - 道徳や学級活動、生徒指導集会、生徒向け研修会
- ② 教員への意識
 - ・ネットについての教員間の情報交換や提供、研修会の実施
 - 人権研修会、情報教育研修

- IV いじめ問題に取り組む体制作り
- ① 茨城県立結城特別支援学校いじめ防止対策会議の設置
 - ② 教員研修の充実
 - ③ いじめ事案への基本的対処
 - ④ 重大事態への対処
 - ⑤ 学校評価への位置づけ

- ① 茨城県立結城特別支援学校いじめ防止対策会議
 - ・構成－管理職、教務、各部主事、校務分掌グループ長、学年主任
 - ・定例会－毎月1回、運営委員会の後に実施
 - ※詳細については、茨城県立結城特別支援学校いじめ防止対策会議設置要項(別紙)参照
- ② 教員研修の充実
 - ・学級経営、教育相談等についての研修や
 - ・教員の規範意識や人権意識向上のための研修会の実施
 - 一校内研修、人権研修会
- ③ いじめ事案への基本的対処
 - ・当該事案への調査、事実関係の把握
 - ・今後の指導方針・教員の役割分担を決定し、対応に当たる。
 - ・対応策に基づき被害児童生徒が安心して教育が受けられるよう十分な措置を講じる。
 - ・加害児童生徒に対しては、自分の行為を振り返る機会を設け再発の防止に努める。
 - ・いじめ事案に係る情報を保護者と共有し、指導にあたっては連携を図りながら進める。
 - ・指導の結果、状況が改善され通常の学校生活への移行が可能になった場合は、継続的・定期的な見守りを行いながら当該児童生徒の復帰を支援する。
 - ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ④ 重大事態への対処
 - ・当該事案への調査、事実関係の把握。
 - ・県教育委員会に相談・報告をする。
 - ・被害を受けた児童・生徒、加害児童・生徒への適切な対応
 - ・当該事態の事実の真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。
 - ※いじめ事案への対応については、その解消に向けて警察や児童相談所等の関係機関や、臨床心理士や弁護士などの専門家との連携を図る。
- ⑤ 学校評価への位置づけ
 - ・学校自己評価にいじめ防止に関する項目を加える。
 - ・保護者への学校評価項目に、いじめによらない指導の文言を追加する。